松本基発1120第2号
令和8年11月24日

事業主　殿

松本労働基準監督署長
（公　印　省　略）

令和８年度 石綿障害予防規則等改正に係る講習会の開催について

平素より労働基準行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、石綿障害予防規則の改正が段階的に行われ、石綿が使用された建築物・工作物・鋼製の船舶の解体工事や改修工事を行う際の法規制が強化されており、令和８年１月１日以降着工の工事につきましては、事前調査を有資格者が実施しなければならないことが義務化されました。

また、労働者と同じ建設工事現場で働く一人親方や個人事業主等の安全衛生対策につきましても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の措置が順次義務付けられており、令和９年１月からは個人事業者等の業務上災害報告が新たに義務化され、施行されることとなっております。

上記を踏まえ、法改正の周知及び解体・改修工事を行うにあたり事業者が講ずべき措置等の周知を行うため、標記講習会を一般社団法人松本労働基準協会との共催により下記のとおり開催することといたしましたので、貴職又は安全衛生責任者等が出席されますようお願い申し上げます。

記

1　開催日時・会場・定員
令和８年12月16日（水）14時00分～16時00分（13時30分受付開始）
（会場）　長野県労働基準協会連合会松本安全衛生センター
松本市神林字小坂道7107-55　（定員）100名

2　内　容（予定）
（１）石綿障害防止対策を行う上での留意事項について

（２）個人事業主等の安全衛生対策に係る改正内容について

3　参加申込方法
インターネットを用いて「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」と検索いただき、専用HPからお申込みください（専用HPにおいて、長野労働局を選択していただくと当説明会の申込みフォームへアクセスできます）。
https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp
参加申し込み期間は12月13日（日）までです。

4　問い合わせ先
松本労働基準監督署　安全衛生課　TEL:0263-44-1252